

## 平成30年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

### 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成30年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 空間構成            ①建築物の配置計画            ②ゾーニング・動線計画            ③要求室等の計画            ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画            ①建築物のパッシブデザインの計画            ②要求室の機能性・快適性等            ③図面、計画の要点等の表現・伝達</p> <p>(3) 構造計画            ①建築物の構造種別・架構形式・スパン割り等            ②温水プール室の構造計画            ③振動及び騒音対策            ④地盤条件を踏まえた基礎構造の計画</p> <p>(4) 設備計画            ①設備スペース及び設備シャフトの計画</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合            ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」            ②地上3階建てでないもの            ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）            ④建築面積が1164.8㎡を超えているもの            ⑤床面積の合計が2,300㎡以上、2,800㎡以下でないもの            ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの            温水プール室、更衣室A、多目的スポーツ室、トレーニングルーム、ダンススタジオ、キッズ用プレイルーム、更衣室B、健康相談室、コンセプトルーム、エントランスホール、カフェ、事務室、多機能トイレ、便所、機械室、エレベーター、屋外テラス            ⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
<p>採点結果の区分 (成績)</p>	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。            ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの            ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの            ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの            ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの            *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。            ○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。            ランクⅠ：41.4%、ランクⅡ：16.3%、ランクⅢ：16.5%、ランクⅣ：25.9%</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>

### 2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターのホームページに掲載します。